

公 告

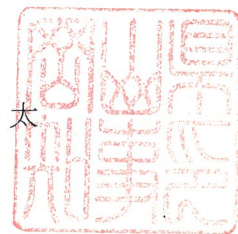
県営土地改良事業変更計画の概要の縦覧

県営（ため池整備（一般） 長谷池地区）土地改良事業計画を変更するにあたり、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第4項により和気町長及び備前市長と協議をしたいので、同法第88条第6項で準用する同法第87条の2第8項の規定により、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該土地改良事業の変更計画の概要に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に意見書を提出することができる。

令和7年10月30日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太



1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業（ため池整備（一般） 長谷池地区）変更計画概要書

2 縦覧期間

令和7年10月30日から同年11月20日まで

3 縦覧の場所

和気町役場

備前市役所

4 意見書の提出の方法

郵送又は持参すること。なお、郵送の場合は、縦覧期間満了の日までの消印があるものまで受け付ける。

提出先 〒700-8604 岡山市北区弓之町6-1

備前県民局農林水産事業部農地農村計画課